
風水害・震災対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、栄村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、村民等がその全機能を発揮し、村域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、村域における土地の保全と村民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。また、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月に発生した東日本大震災における東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震(栄村大震災)等の近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災上必要と思料される諸施策の基本を、村、関係機関、村民それぞれの役割を明示することにより、災害対応能力の増強を図ることとする。

2 計画の修正及び推進

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正し、常に有効な防災業務の遂行を図るものとする。

各関係機関は、関係ある事項について、計画修正案を村防災会議に提出するものとする。

指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 必要に応じた計画に基づくマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 計画、マニュアルの定期的な点検
- 他の計画(総合計画等)の防災の観点からのチェック

3 長野県地域防災計画との関係

この計画は、長野県地域防災計画を基準として、共通する計画については、県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

4 計画の周知徹底

村職員、関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟に努めるとともに、広く村民に対し周知徹底を図り、地域防災計画に寄与するものとする。

第2節 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、村土並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。「栄村緊急震災対策基本方針」の政策目標において、「震災による死亡者を0(ゼロ)とすることを最優先に、『減災』を図る」を掲げているように、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

1 基本方針

この計画は、村の防災に関し、国・地方公共団体、その他の公共機関、防災関係機関、事業所、自主防災組織及び村民等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害による被害の増大を極力減ずるため、災害予防、災害応急、災害復旧及び、その他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の樹立並びに推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

(1) 防災活動拠点の整備

拠点となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等を積極的に支援する。

(2) 防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

村民のおかれた環境を知らせるため、村の災害危険箇所の周知と啓発を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。また、防災関係機関、村民等の間、村民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

(3) 避難場所の指定、誘導と収容体制の整備

地区公民館、小・中学校、公園空地等の避難場所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難場所の検討並びに整備体制の充実を図る。

(4) 防災意識の高揚と組織体制の整備

村民に対する防災知識の普及・広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と地域の自主防災活動への参加を促し、自主防災思想の普及・徹底を図る。

(5) 要配慮者対策

家庭や地域による高齢者、障がい者、児童、傷病者、日本語に不自由な外国籍住民や観光客(以下「外国人」という。)、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者(以下「要配慮者」という。)の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難場所の周知、誘導等これらの防災体制の確立を図る。

(6) 活動体制の整備

災害の発生及び恐れのあるとき、職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立、関係機関との緊密な連携に努める。

(7) 緊急輸送体制の整備

災害の発生時の緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急交通路の選定と確保及び国・県の選定する緊急交通路との連携を強化する。

(8) 地震防災対策

地震による災害から村民の生命、身体及び財産を確保するため、各施設等の整備にあたっては、地震災害に対処するための事業の実施を推進する。

(9) 広域連携

東日本大震災や阪神・淡路大震災の教訓から、広域で発生した災害に対して、近接自治体間の相互協力・支援体制の構築を図る。

(10) 男女共同参画の視点

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

(11) 季節を考慮した計画

当村では、積雪による災害被害への影響が考えられるので、季節を考慮した、避難訓練や避難計画、応急対策、復興計画の策定を図る。

2 計画の構成

この計画は、村で過去に発生した災害及び村の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、以下の事項について定めたものである。

(1) 総則

本計画策定の趣旨、基本方針、防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱、前提条件等について定める。

(2) 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、また効果的な災害応急・復旧のために、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。

(3) 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においてこれを防御するとともに、災害情報等の収集、避難、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画とする。

(4) 復旧・復興計画

復旧・復興計画は、災害により被害を受けた施設の原形復旧にとどまらず、災害に強い村を再構築するための計画とする。計画は原則としてすべての災害を対象とするが、必要に応じて震災時とその他の災害時に区分して記載している。

(5) 原子力災害対策計画

原子力災害発生時に村民を災害から守るために実施する応急対策について必要な事項を定めた計画とする。

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

「災害対策基本法」第42条第2項第1号の規定により、村及び村内の公共的団体その他防災上重要な施（災害発生の確率の高い施設及びその施設に災害が及んだときに被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。以下同じ。）の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、村の地域に係る防災に寄与するため、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1. 各機関等の責務

(1) 栄村

村は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、村の地域並びに村民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び村民の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 長野県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命・身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共団体及び村民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。また、村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

(3) 岳北消防本部

岳北消防本部は、村を含む構成市村の消防機関として、非常災害時には、「消防法」(昭和23年法律第186号)に基づく権限により自主的な防災活動を実施するとともに、村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等と相互に協力し、防災活動を実施する。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から村の地域並びに村民の生命・身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力し、法令及び各行政機関の定める「防災業務計画」に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、村及び県の行う防災上の諸活動及び業務について、勧告、指導、助言等を通して協力するものとする。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み法令及び当該機関の「防災業務計画」並びに「長野県地域防災計画」の定めるところに従い、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、村の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

(6) 公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、村、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 村民

村民は、日頃から大規模災害に備え、村、県、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行い、平常時より、災害に対する備えを心掛けるものとする。

2. 各機関の事務又は業務の大綱

村及び村の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び村内の公共的団体、その

他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて村の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
栄村	<ul style="list-style-type: none"> (1) 村防災会議、村災害警戒本部、村災害対策本部に関する事 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事 (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事 (4) 災害情報等に関する伝達、災害の情報及び被害調査に関する事 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関する事 (7) その他村の所掌事務についての防災対策に関する事 (8) 村内各集落への防災に係る育成指導に関する事
消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防施設、消防体制の整備に関する事 (2) 防災に関する訓練、教育、広報に関する事 (3) 消防及び救助活動に関する事 (4) 災害情報の収集、伝達に関する事 (5) 水防活動に関する事 (6) 災害予防、警戒及び災害応急活動に関する事 (7) 災害時における村民の避難誘導及び救助救出活動に関する事 (8) 予警報の伝達に関する事 (9) その他災害現場の応急作業に関する事 (10) 自主防災組織の育成及び指導に関する事 (11) 災害の防除、鎮圧に関する事 (12) 防災資機材の備蓄、整備に関する事 (13) その他消防組合の掌握事務についての防災対策に関する事
岳北消防本部 (飯山消防署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防施設等の新設、改良等整備に関する事 (2) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関する事 (3) 災害情報等に関する伝達、収集及び被害調査に関する事 (4) 避難勧告又は避難指示の伝達に関する事 (5) 消防及び救急活動に関する事 (6) 水防活動に関する事 (7) 構成市村災害対策本部・消防団との連携・協調に関する事 (8) 被災者の救出に関する事
長野県 (北信地域振興局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 長野県防災会議に関する事。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。 (3) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。 (4) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。 (5) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関する事。 (6) その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。 (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関する事。 (8) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。

(北信保健福祉事務所)	(1) 医療、助産、救護、防疫、毒劇物事故防止等に関する事。	
(北信建設事務所)	(1) 緊急輸送道路の確保に関する事。 (2) 道路、河川、砂防施設等の機能の確保に関する事。 (3) 水防その他の応急措置に関する事。	
長野県警察本部(飯山警察署・水内駐在・塚駐在)	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関する事 (2) 避難勧告又は避難指示に伴う避難誘導等に関する事 (3) 被災者の救出に関する事 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関する事 (5) 危険区域への立入の規制及び警備に関する事 (6) 行方不明者の調査又は遺体の検死に関する事 (7) 犯罪の予防、取締りに関する事 (8) 危険物の取締りに関する事 (9) 被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関する事 (10) 避難状況等に関する情報の収集に関する事 (11) 防災訓練の実施に関する事	
指定 地方 行政 機関	関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事。 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事。
	関東農政局 (長野地域センター)	○ 災害予防対策 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事 (3) 自ら管理又は運営する施設、設備に関する事 (4) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関する事 (5) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用用水排水路施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関する事 (6) 防災に関する情報の収集及び報告に関する事 ○ 応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 (2) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 (4) 災害時における農作物、蚕、家畜などに係る管理指導及び病害虫の防除に関する事 (5) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 (6) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関する事 (7) 災害時における主要食料の供給に関する事 (8) 災害時の食料の緊急引渡措置に関する事

		<p>○復旧対策</p> <p>(1)農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事</p> <p>(2)災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事</p>
	中部森林管理局 (北信森林管理署)	<p>(1)国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事。</p> <p>(2)国有林における林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事。</p> <p>(3)災害応急対策用材の供給に関する事</p>
	関東経済産業局	<p>(1)生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。</p> <p>(2)被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関する事。</p> <p>(3)被災中小企業の振興に関する事</p>
	中部経済産業局	<p>(1)電気の供給の確保に必要な指導に関する事</p>
	関東東北産業保安監督部	<p>(1)火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事</p> <p>(2)鉦山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事</p>
	中部近畿産業保安監督部	<p>(1)電気の保安に関する事</p>
	東京管区气象台 (長野地方气象台)	<p>ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表 イ 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p> <p>(1)気象警報等の発表及び伝達に関する事。</p> <p>(2)防災知識の普及に関する事。</p> <p>(3)災害防止のための統計調査に関する事。</p>
	信越総合通信局	<p>(1)災害時における通信・放送の確保に関する事。</p> <p>(2)非常通信に関する事。</p> <p>(3)非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事。</p> <p>(4)通信機器及び移動電源車の貸出に関する事。</p>
	長野労働局 (中野労働基準監督署)	<p>(1)事業場における産業災害の防止に関する事。</p> <p>(2)事業場における自主的防災体制の確立に関する事。</p>

	北陸地方整備局 (千曲川河川事務所・湯 沢砂防事務所)	<p><災害予防></p> <p>(1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関する事 こと。</p> <p>(2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関する事 こと。</p> <p>(3) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関する 事 こと。</p> <p><応急・復旧></p> <p>(4) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施に関する事 こと。</p> <p>(5) 防災関係機関との連携による応急対策の実施に関する事 こと。</p> <p>(6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関する事 こと。</p> <p>(7) 所管施設の緊急点検の実施に関する事 こと。</p> <p>(8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対 策の実施に関する事 こと。</p>
	陸上自衛隊 第13普通科連隊	<p>(1) 災害時における人命又は財産の保護のための救護活動に関する事 こと。</p> <p>(2) 災害時における応急復旧活動に関する事 こと。</p>
指定 公共 機関	日本郵便(株)(信越支 社)	<p>(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事 務取扱い及び援護対策等に関する事 こと。</p> <p>(2) 災害時における窓口業務の確保に関する事 こと。</p>
	東日本旅客鉄道(株)	<p>(1) 鉄道施設の地震防災に関する事 こと。</p> <p>(2) 地震災害時における避難者の輸送に関する事 こと</p>
	日本貨物鉄道(株)(関 東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事 こと。
	電気通信事業者	<p>(東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバン クモバイル(株))</p> <p>(1) 公衆電気通信設備の保全に関する事 こと。</p> <p>(2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事 こと。</p>
	日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事 こと。
	電気通信事業者	<p>(東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバン ク)</p> <p>(1) 電気通信設備の保全に関する事 こと。</p> <p>(2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事 こと。</p>
	日本銀行(松本支店)	<p>(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事 こと。</p> <p>(2) 損傷通貨の引換えに関する事 こと。</p>
	日本赤十字社長野県支部	<p>(1) 医療、助産等の救助、救護に関する事 こと。</p> <p>(2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事 こと。</p> <p>(3) 義援金の募集に関する事 こと。</p>

	日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
	日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事。
	中部電力パワーグリッド(株) (飯山営業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関する事。 (2) 電力の供給に関する事。
指定 地方 公共 機関	旅客自動車運送事業者 (南越後観光バス株式会社)	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事
	貨物自動車運送事業者 (公社)長野県トラック協会)	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。
	放送事業者	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
	長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
	県医師会(飯水 医師 会)、県歯科医師会、看 護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事。
	県薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事。
	(一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関する事。
	(一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事。
	(社福)長野県社会福祉協 議会	災害ボランティアに関する事。
公的団体及び 防災上重要な 施設の管理者	ながの農業協同組合	(1) 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 (5) 農産物の需給調整に関する事。 (6) 被災事業者等に対する資金融資に関する事。
	栄村森林組合	(1) 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 倒木処理等の体制に関する事 (3) 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 (4) 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
	栄村商工会	(1) 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 被災会員の融資、あっせんの協力に関する事。 (3) 災害時における物価安定の協力に関する事。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事。

	社会福祉施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 (2) 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事。
	日赤奉仕団、社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 村、県が行う災害応急対策の協力に関する事。 (2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関する事。 (3) 災害ボランティアに関する事。
	自主防災会、各集落	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における避難誘導及び救出救護の協力に関する事 (2) 炊出し、救援物資の配給及び避難所内の運營業務等協力に関する事 (3) 被災状況調査、災害対策業務全般についての協力に関する事 (4) 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関する事

第4節 防災面からみた栄村の概要

1. 栄村の概要

(1) 地勢

栄村は、長野県の最北端に位置し、東は新潟県津南町、西は飯山市、野沢温泉村、木島平村、山ノ内町、南は群馬県中之条町、新潟県湯沢町、北は新潟県上越市、十日町市と境を接し、東西 19.1km、南北 33.7km、周囲 103kmに亘り総面積 271.51km²の広大な地域に及んでいる。

また、地形も複雑で標高は 256mから 2,192mに及んでいる。千曲川、志久見川、中津川の狭い河岸段丘と毛無山の裾に広がる台地を除いては、傾斜の急な山地である。これらの段丘地、台地、溪流地に大小 31 の集落が点在している。村内の耕地は、標高 260mから 800mの間にあり傾斜地が多くその方位も一定でない。

(2) 社会的条件

ア 高齢者人口

村の人口は、1,660 人(令和 2 年国勢調査値)である。このうち老年(65 歳以上)の総人口に占める割合は 54.4%と、県の総人口に対する老年人口比率 32%に比較して高い。

表 1-4-1 老年人口割合(令和 2 年国勢調査)

区分	総人口	老年人口	老年人口割合
栄 村	1,660 人	903 人	54.4%
長 野 県	2,048,011 人	654,562 人	32%

(3) 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて 十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

(ア) 村土においては、人口の偏在が見られる。また、危険な地域への居住等もみられ、これらへの対応として、災害に強い集落構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、建築物等の安全確保対策等を講ずる必要があり、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援が必要である。

(イ) 高齢者(特に独居老人)、障害者、外国人等、いわゆる要配慮者の増加がみられる。これらについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から要配慮者の所在等を把握し、特に避難等について支援が必要な要配慮者については、避難難行動要支援者名簿の整備を推進することで、発災時には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

(ウ) ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度はますます増大している。災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

(エ) 村内の集落では、かつてよりは薄れてきているものの、住民同士の絆が結ばれ、相互扶助の精神が根付いている。過

去に発生した地震災害では、このような住民の結びつきにより人的被害の拡大を抑えられたとも言われている。このため、各集落の自治組織である区を地域の実情に応じて自主防災組織として明確に位置づけることで、災害対応力を強化する必要がある。さらに、要配慮者を含めた多くの村民が参加する定期的な防災訓練の実施や防災思想の普及等の徹底を図る必要がある。

(オ) 地域の防災力向上を図るため、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(4) 過去の災害記録

過去に発生した主な大規模災害の記録は、表1-4-3のとおりである。

【表1-4-3】栄村の災害履歴

災害種別	災害年月日	災害原因	災害箇所	被害地域	被害状況
火災	昭 15. 6. 6		切欠	切欠	住家 6 戸全焼
豪雪災害	昭 20. 2	豪雪 最高積雪 785 cm (2 月 12 日)	村内全域	村内全域	豪雪による各種被害多数
河川氾濫	昭 30. 4. 26	河川氾濫	二俣川	流域	住家 1 戸全壊 土砂流失災害 国道橋梁流出 耕地被害多数
雪崩災害	昭 36. 2. 16	集中豪雪 表層雪崩	青倉	青倉	死者 11 名 家屋全壊 4 戸 半壊 1 戸
台風	昭 56. 8. 21	暴風雨 (台風 15 号)	村内全域	東部・秋山地区	住家一部損壊 1 戸 床上・床下浸水 4 戸 非住家全壊 1 棟 河川決壊 3 か所 道路決壊 49 か所 等
豪雪災害	昭 56. 1	豪雪 最高積雪 434 cm (1 月 30 日)	村内全域	村内全域	災害救助法適用 1.16~1.25 救助世帯 120 世帯
台風	昭 57. 8. 2	暴風雨 (台風 10 号)	村内全域	村内全域	秋山小プール及び校庭流出 1,630 m ³ 耕地被害 60ha 村道決壊 3 か所 林道決壊 4 か所 床下浸水 2 戸

					耕地冠水 0.3ha
台風	昭 57. 9. 12	暴風雨 (台風 18 号)	村内全域	村内全域	床上浸水 6 戸 床下浸水 8 戸 村道決壊 7 か所 農道決壊 4 か所 林道決壊 9 か所 水路決壊 4 か所 耕地冠水 8ha
台風	昭 58.9.29	暴風雨 (台風 10 号)	村内全域	村内全域	床上浸水 1 戸 床下浸水 6 戸 耕地冠水 5ha 耕地災害 25 か所 水道水冠水 1 か所
豪雪災害	昭 59. 2	豪雪 最高積雪 398 cm (3 月 1 日)	村内全域	村内全域	災害救助法適用 2.8~3.1 救助世帯 130 世帯
雪崩災害	昭 59. 2. 28	表層雪崩	屋敷	屋敷	物置 1 戸全壊 住宅 1 戸 1 部埋没 避難 7 世帯 20 名
豪雪災害	昭 60. 1	豪雪 最高積雪 365 cm (1 月 18 日)	村内全域	村内全域	災害救助法適用 1.18~2.6 救助世帯 135 世帯
豪雪災害	平 2. 1	豪雪	村内全域	村内全域	
豪雨災害	平 6. 9. 1	集中豪雨	村内全域	志久見、雪 坪、横倉、青 倉地区	農地被害 53 か所 農道決壊 6 か所
豪雪災害	平 8. 2	豪雪 最高積雪 313 cm (2 月 3 日)	村内全域	村内全域	
豪雪災害	平 13. 1	豪雪	村内全域	村内全域	
台風	平 16. 10. 21	千曲川増水 (台風 23 号)	箕作・月岡地 区	箕作・月岡地 区	水田畦流出、砂・ゴミ堆積
地震災害	平 16. 10. 23	地震 (新潟県中越地震)	村内全域 (震源:中越地 方)	村内全域	負傷者 3 名 住家被害 21 棟
豪雪災害	平 17. 2	豪雪 最高積雪	村内全域	村内全域	

		360 cm (2月12日)			
豪雨災害	平 17. 8.15	集中豪雨	千曲川沿地区	千曲川沿地区	水田決壊多数 農道水路損壊多数 床上浸水 3 戸 床下浸水 5 戸
豪雪災害	平 18	豪雪 最高積雪 395 cm (2月6日)	村内全域	村内全域	死者 2 名 負傷等 11 名 全壊 20 棟 半壊 3 棟 一部損壊 158 棟
豪雨災害	平 18. 7	集中豪雨	箕作・月岡地区	箕作・月岡地区	水田冠水 箕作地区「避難勧告」発令
地震災害	平 19. 7. 16	中越沖地震	村内全域	村内全域	震度 4 観測
地震災害	平 23. 3. 12	地震 (長野県北部地震)	村内全域 (震源:長野県・新潟県境付近)	村内全域 (建物被害は森、青倉、横倉地区に集中)	激甚災害法、災害救助法、被災者生活再建支援法適用 震災関連死 3 名 軽傷 10 名 住家被害 694 棟 非住家被害 1,048 棟
豪雪災害	平 24. 1	豪雪 最高積雪 347 cm (1月18日)	村内全域	村内全域	災害救助法適用
台風災害	平 25.9.16	台風 18 号	村内全域	村内全域	中条川での土石流の発生 他、被害多数
地震災害	平 30.5.25	長野県北部地震	村内全域	村内全域	震度 5 強観測
豪雨災害	令 1.10	千曲川増水 (令和元年東日本台風)	村内全域	村内全域	箕作地区住家 4 棟浸水 森中条地区、屋敷地区の一部、坪野地区、月岡地区、箕作地区に避難勧告
集中降雪	令 2.12	集中降雪	村内全域	村内全域	村内各所で倒木が発生し、村内の広範囲で停電が発生。 最大 17 集落 559 世帯

第5節 想定地震とその被害

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。平成 25、26 年度の 2 か年で実施した県地震被害想定の結果等を考慮しつつ、平成 23 年 3 月の長野県北部地震の実被害に基づき、影響を及ぼすと予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、本計画における災害予防計画、災害応急対策計画、復旧対策計画等の目標とする。

1 想定地震

村において被害が発生すると考えられる地震は、以下のとおりである。

なお、地震の規模(マグニチュード)については仮定であり、地震発生の可能性を検討したものではないものとする。

(1) 長野県北部地震と同等程度の内陸直下型地震(マグニチュード 6.7)

新潟県から長野県境に存在する信濃川断層帯は、飯山市付近から千曲川に沿って西側から東側に対して隆起する約 60 kmの逆断層であり、直近の最も大きな活動は 1847 年の善光寺地震である。また、十日町断層帯は、新潟県中越地方を南北に延びる十日町盆地とその東西両側の丘陵との境界に位置する断層帯であり、西部と東部に分かれる。西部は、新潟県小千谷市から十日町市を経て、津南町西部の新潟・長野県境付近に至る断層帯である。平成 23 年 3 月 12 日に発生した長野県北部地震は、十日町断層帯の南西端部付近で発生したが、発生源となった断層は十日町断層帯には直接連続していないとされる。

2 被害想定

想定される地震は、平成 23 年 3 月 12 日に発生した「長野県北部地震」と同程度の規模とする。また、「信濃川断層帯」の活動による内陸直下型地震の被害想定結果を参考とする。

表 1-5-1 「長野県北部地震」における被害状況及び「信濃川断層帯」
の活動による内陸直下型地震の被害想定結果(栄村全域)

区 分		被害想定	参考
		長野県北部地震(実被害)	「信濃川断層帯」の活動による内陸直下型地震の被害想定結果
①	震度	6強	6強(最大震度)
②	液状化	一部あり (森宮野原駅周辺・横倉地区)	危険性 低
③	建物被害	住家被害(全壊 33 棟、大規模半壊 21 棟、半壊 148 棟、一部損壊 492 棟) 非住家被害(全壊 161 棟、大規模半壊 22 棟、半壊 119 棟、一部損壊 746 棟)	木造(全壊棟数7棟、半壊棟数 22 棟) 非木造(大破棟数 2 棟、中破棟数 17 棟)
④	出火件数	0件	0件
⑤	焼失棟数	0件	0件
⑥	人的被害	震災関連死者数 3 人 軽傷者数 10 人 避難者数 1,787 人	死者数 0 人 重傷者数 1 人 軽傷者数 23 人 避難者数 57 人
⑦	ライフライン被害 (地下埋設管等)	上水道: 717 戸で断水 農業集落排水処理施設: 公共樹 49 箇所、管路 709m 合併浄化槽: 195 基	断水世帯数 0 世帯 停電世帯数 178 世帯 電話支障回線数 14 回線

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いむらづくり

(実施担当:各課・機関)

災害時における村民の安全確保を図るため、地域の災害特性に配慮しつつ、災害に強いむらづくりを総合的及び計画的に進めるものとする。

災害対策の検討にあたり、科学的知見及び過去の災害の具体的な被害状況を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの災害を想定し、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。また、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性にも配慮しつつ、災害に強い、むらづくりを行う。

1 災害に強い生活空間の形成

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ、豪雪等による風水害から郷土及び村民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (3) 学校、福祉施設等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (4) 風水害に強い郷土の形成を図るため、県と連携し、治山・治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
- (5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 自然災害の予防

(1) 土砂災害の防止

土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)の災害を未然に防止し、また災害が発生した場合、村民の生命・財産を保護し被害を最小限にとどめるため、土砂災害を防止するための砂防事業等を推進する。

ア 災害危険箇所等の調査

村は、発生が予想される土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊等の土砂災害の危険箇所について、県及び関係機関の協力を得て、定期的に土砂災害防止法に基づく危険度を把握するための調査を実施し、適切な規制、対策等を講ずるよう努める。

イ 総合的な土砂災害予防対策の推進

国、県の各種対策事業の推進を積極的に要望するよう努めるものとする。

また、そのことを踏まえ、村民自らが避難等への対策が講じられるよう、危険情報の提供について国、県と連携して努めるものとする。

- (ア) 地すべり防止施設等
- (イ) 急傾斜地崩壊防止施設
- (ウ) 砂防設備

(エ) 治山施設

ウ 災害に強い森林づくりの推進

村域内の森林面積は、国有林約 14,000ha、民有林約 11,000ha である。

急傾斜地が多く、崩壊地及び荒廃地が極めて多いことから、国、県の協力を得て、林地保全の推進と土砂流出を防止するため、必要に応じ保安林としての指定を行い、治山事業を推進し、適正な整備管理を進める。

(ア) 危険区域の森林の整備

山地災害危険地区地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を推進する。

保安林山地災害危険地区、地すべり防止区域等について、治山事業、地すべり防止事業による施設整備を推進する。また、施設整備に加えて周辺の森林整備を積極的に実施し、森林の公益的機能高度発揮を図る。

(イ) 森林の伐採

木材生産としての森林の伐採についても、皆伐の方法はできる限り避け、森林のもっている災害防止の諸機能に留意し、これを生かす森林施業、長伐期、複層林、混交林、広葉樹林、育成天然林等による森林整備を指導推進し、災害に強い森林づくりを図る。

(ウ) 林道災害防除計画

林道は、急峻な地形に開設されていることが多く、幅員も狭く、急なカーブの箇所や、落石等の危険な箇所もある。このため計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

(2) 洪水浸水対策の充実

村内を流れる河川は、急峻な山岳地帯を水源とする急流河川で、上流地帯は雨量が多いため、溪流の浸蝕と林野の崩壊による土砂礫は、谷筋に多量に堆積され豪雨の都度流れ出し河床を高め、過去において相当な被害を与えているので、これら急流河川の砂防計画を関係機関と協力し推進する。村が浸水想定区域に含まれた場合、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設等において円滑かつ迅速な避難の必要があり、その施設名称及び所在地を村民に周知させるため、必要な措置を推進する。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。

ア 河川の整備・河川関連施設の整備

村内の河川は、急峻な村土の地勢を反映して急流であるため、融雪時や台風、洪水時などに河床や沿岸を破壊し、大きな被害をもたらす。また近年、千曲川においても上流部の開発により急激に水位が上昇し、水害が常習化している。村内河川のうち国の砂防地域指定は一部に限られているので国、県並びに水防関係機関と協力して危険箇所の調査点検をし、護岸、砂防堰堤、河床整理などの河川改修の促進を図る。また、老朽化が著しい河川については巡回調査をし、災害時も考慮した各種の改修を施し、流域の災害防止に努める。

イ ため池防災対策事業の推進

ため池の規模、施設の構造及び下流の状況について定期的に調査し、県に報告する。施設が老朽化しているものや用水路がないもの等は、豪雨時の決壊だけでなく地震防災上も危険であるため、管理組合と協力して改修、補強工事を実施するよう努める。また、ため池による洪水危険の認識を深めるため、必要箇所に危険標識を設置する。

ウ 水循環の確保

大雨時の急激な増水を防止するため、透水性舗装等の普及を図り、集落における地面のコンクリート化の抑制に努めるものとする。

(3) 雪害対策

道路の除排雪体制の強化、克雪施設の整備への助成、自力での除雪が困難な世帯への雪害救助員の派遣等、総合的な雪対策を推進し、雪害防止に努める。

(4) 防災施設の整備

ア 公民館等地域施設の利用

地域における自主防災活動の拠点として活用するとともに、非常時に備えて防災訓練及び防災知識の普及の場として活用し、必要に応じて防災用資機材、食料、医薬品等の備蓄・保管の場として利用する。

イ 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、緊急輸送ネットワークを構築する。また、村の防災上重要な拠点と県が指定した緊急輸送路とを結ぶ道路を整備し、事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。また、積雪期には、積雪や雪崩による避難ルートや輸送ルートの寸断が想定されるため、あらかじめ代替ルートを設定・確認するよう努める。

ウ 消防水利の確保

「消防水利の基準」を満たすよう、消防水利施設等を計画的に整備するとともに、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査し、地域の実情にあった効果的な配置に努める。

(ア) 耐震性防火水槽の設置

大規模地震に備え、耐震性の防火水槽の整備を計画的に実施する。

(イ) 消防水利の多様化

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 水道施設の耐震化

地震時の消火栓の被害を軽減するため、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用等により、耐震化に努める。

エ 災害に対する建築物等の安全性の確保

ア 防災上必要な建物の災害予防

地震発生時に地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。さらに、地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、駐車場、広場等のオープンスペースの整備を図る。

(ア) 既存施設の対策

「建築基準法」の現行耐震基準(昭和 56 年)以前に建築された公共建築物については、震災時の安全性の向上を図るため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強と設備の更新に努めるものとする。

- a 災害対策本部が設置される施設(庁舎等)
- b 医療活動の施設(診療所)
- c 応急対策活動の施設(消防団詰所)
- d 避難救護の施設(学校、体育館等)
- e 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム等)

(イ) 新規施設への対策

オ 防災活動資機材の整備

災害対策本部及びその他村有施設の機能が十分発揮できるよう装備の充実強化を図るものとする。また、地震発生後において、災害の拡大を防ぐとともに、災害応急復旧活動に必要な資機材を整備する。

3. 広域防災力に対応した地域づくり

災害時の救助・消防活動や救援物資の輸送など応急対策を迅速に実施するため、必要に応じて複数のルートを選択できる災害に強いネットワークを強化する必要がある。

(1) 広域防災ネットワークの形成

ア 村は、道路施設について防災点検を実施し、緊急度の高い箇所から順次整備を実施する。

イ 各市町村で策定している道路整備計画において、広域的な応急対策等を考慮し、隣接町村と総合的な調整を図るよう努める。

ウ 近隣市町村の防災拠点間を結ぶ村道を整備するとともに、主要路線寸断時にも対応できるよう代替路線となる農林道等も整備し、少なくとも2路線以上確保するよう努める。

エ 村は、広域幹線道と防災拠点と各避難施設間を結ぶ村道の整備を図る。

(2) 広域的防災拠点の整備

村では、整備される施設の運用についての具体的な方針を策定するとともに、広域防災拠点としての活用について北信地方の町村と検討を行うものとする。

4. ライフライン施設等の機能の確保

(1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(2) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

5. 災害応急対策等への備え

(1) 風水害等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを 平常時より十分行うとともに、職員及び村民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

(3) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする

(4) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

第2節 災害発生直前対策

(実施担当:各課)

災害発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、特別警報を含む気象警報(以下「気象警報」という。)、注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

1 村民に対する情報の伝達体制の整備

気象情報、警報等の伝達は、「第3章 第3節 発災直後情報の収集・連絡・広報活動」の「気象情報の伝達系統図」によるものとし、村は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。また、発令判断基準等は「栄村避難指示等の発令判断基準及び伝達マニュアル」に従うものとする。

2 避難誘導体制の整備

村は、高齢者等避難、避難指示を発令し、村民の迅速かつ円滑な避難支援を実施する。加えて、要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達に努める。

- (1) 高齢者、障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有に努め、避難行動要支援者名簿の作成、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備を図るものとする。
- (2) 村は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。
- (3) 要避難地区の実情に応じ、指定緊急避難場所、指定避難所及び幹線避難路を設定し、平常時から避難に関する留意事項等を村民に周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

3 災害未然防止活動

- (1) 県及び村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- (2) 村は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。

所管施設の緊急点検体制の整備

ア 応急復旧体制の整備・防災用資機材の備蓄

イ 水防活動体制の整備

ウ 災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

(実施担当:総務課・民生課・建設課)

災害時には各応急対策実施機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。村、県、関係機関及び現地災害対策本部を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。また、村外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

1 情報の収集、連絡及び応援体制の整備関係

- (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、区長等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
- (2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、各防災関係機関及び村民が参加する訓練を毎年実施。
- (3) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- (4) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、村民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (5) 災害対策本部に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 村は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、栄村公式ホームページ、CATV等の活用により災害情報等の共有化、村民への周知を図る。
- (2) 蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの活用に努める。

3 通信手段の確保

- (1) CATV 施設の維持管理を行い、告知放送システムによる適切な情報発信を図る。
- (2) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
- (3) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- (4) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (5) 衛星携帯電話、防災行政無線等の移動系の応急対策機器の維持・整備を図る。
- (6) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。
- (7) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

4 施設の災害予防

次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

- (1) 通信施設設置については災害時に被害が少ないと思われる位置、建物の選定
- (2) 災害時の無線については、経験豊富な無線従事者を優先的に配置する配慮
- (3) 基地局には、停電に備えての自家発電装置(最低 20 時間の非常用電源の確保。)の設置及び空冷方式装置への転換
- (4) 転倒等が予想される機器については壁面への固定等、破損防止措置

5 施設の点検整備

次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

- (1) 定期的(1年1回以上。)に実施する点検及び清掃
- (2) 梅雨、台風期の点検強化
- (3) 発電機の点検及び清掃
- (4) 予備品の点検
- (5) 不良箇所発見の際の即時修理

6 通信機器等、情報系設備の整備

大規模災害時には、通信機器の破損等、不測の事態が発生するおそれがあることから、以下の設備等を必要に応じ整備し、情報連絡手段の多重化及び迅速な情報収集、処理を図るよう努めるものとする。

- (1) 老朽化した防災行政無線の更新
- (2) 村内の防災拠点や関係機関で双方向通信が可能な機器の整備
- (3) 衛星携帯電話、MCA無線等移動系の通信機器、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備
- (4) 周辺市町村との非常通信手段の充実
- (5) パソコンやデジタルカメラなど情報整理を迅速に行う機器等の充実
- (6) 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知
- (7) 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備
- (8) ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備

第4節 災害広報計画

(実施担当:総務課)

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び村民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

1 村民等への情報の提供体制

災害発生時には、村内外からの問合せ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これらに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。これは、村民等に対して適切な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問合せに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

- (1) 被災者及び村民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン(インターネット)を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) Lアラート(災害情報共有システム)、CATV 告知放送、村のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、村民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を行う。
- (3) 被災者及び村民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、村民への普及啓発に努める。
- (4) 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供

- (1) 災害発生時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。
- (2) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (3) 災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

第5節 活動体制計画

(実施担当:総務課)

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、発災時における活動体制の整備と、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。また、複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実するとともに業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

1 マニュアルの整備

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

このため、村は、大規模地震等、突発的な災害時に迅速に初動活動が開始されるよう、職員初動マニュアルを整備し、職員に周知徹底を図るものとする。同時に、各課が災害時に迅速に活動ができるよう、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のための事務分掌を作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 災害対策職員用の食料・毛布等の整備

激甚災害の場合、発災当初は、物資の調達相当困難になることから、災害対策本部要員用の食料、飲料水、毛布等の備蓄及び調達体制の確立に努めるものとする。

3 災害対策本部代替施設の選定

大地震等による役場庁舎の被災に備えた、災害対策本部代替施設を次の基準等により選定するとともに、開設に必要な機器等の整備について検討する。

(1)代替施設の選定基準

- ア 新耐震構造で建設されている施設
- イ 有事の際の用途が比較的競合しない公共施設
- ウ 災害対策本部の設置に要する空間が確保可能な施設
- エ 防災行政無線等の設置に支障がない施設

4 防災中枢機能等の確保・充実

防災中枢機能等の確保を図るために、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

5 関係機関相互の連携体制

食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防本部及び消防団・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。

6 複合災害への備え

同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

7 業務継続性の確保

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- (1) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第6節 災害対策における広域連携

(実施担当:総務課)

一つの市町村の対応力を上回る広域災害に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、市町村相互、消防機関相互協定等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図り、災害時に迅速な協力ができる体制の整備を図る。

1 防災関係機関相互の連携体制整備

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

- (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整える。
- (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

2 消防相互応援協定締結都市との協力関係の充実

十日町地域広域事務組合と、栄村の属する岳北広域行政組合との消防相互応援協定及び救急業務相互応援協定で住民啓発、訓練等の各種防災関連事業を実施し、職員の相互理解を深め、協力関係の充実を図るよう努める。

3 広域相互応援計画

災害発生時において、その規模及び状況から、栄村単独では十分な活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。また、他市町村からの要請に備えての協力体制を整備する。

(1) 県内全市町村間の相互応援協定

栄村は平成8年4月1日には「長野県市町村災害時相互応援協定」(改正平成23年12月16日)に加盟し締結している。今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 県外の被災自治体への支援に関する協定

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(3) 県内外全消防本部間の消防相互応援体制

栄村は、「長野県消防相互応援協定」に加盟し、北信地域に属している。また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、「緊急消防援助隊」が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる「緊急消防援助隊運用要綱」が制定された。平成15年6月に「消防組織法」が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(4) 広域防災拠点の確保

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防本部等による広域応援活動が実施されるため、人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。当村の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村の避難地、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、あらかじめ関係機関が調整して選定する必要がある。

ア 県及び関係機関と連携し、地域の自然条件(地形、気候等)や社会条件(周辺市町村との連携、集落の形態、道路状況等)等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

- イ 選定された拠点ごとに、村・県・関係機関の3者で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。
- ウ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基にあらかじめ状況を把握する。

4 公的機関等の業務継続性の確保

村の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。そのため、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

5 その他企業及び団体等との協力体制の整備

企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものがあるが、村は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、村が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

第7節 救助・救急・医療計画

(実施担当:民生課)

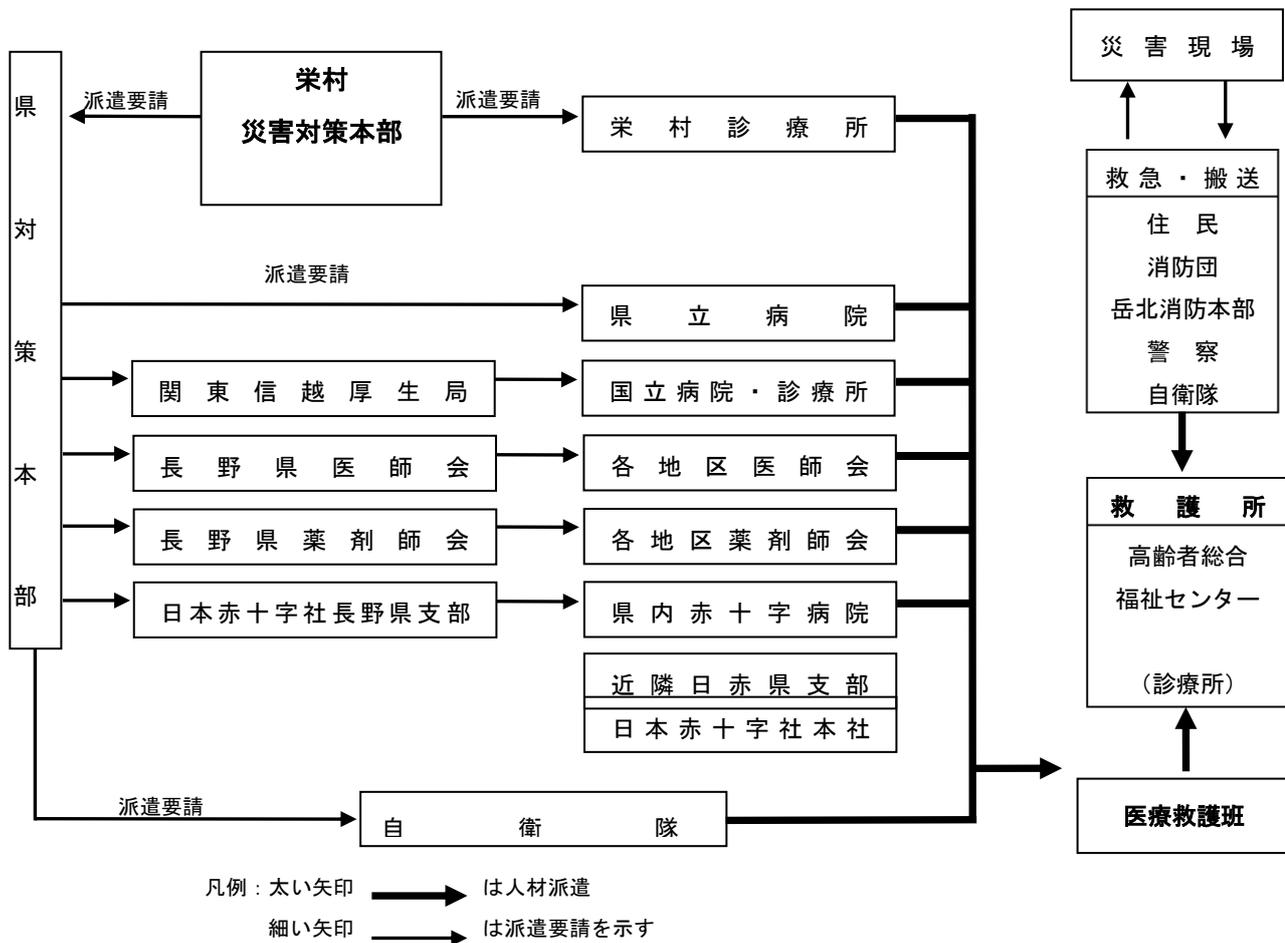
救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、消防機関等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

1 医療救護体制の整備

(1) 医療救護の体系

村及び以下に示す関係機関は、次の図に示すように医療救護体制を整備する。

図 2-7-2 医療救護体制の整備体系



(2) 応急救護所設置場所の選定

村は災害発生時、直ちに応急救護所が開設されるよう、あらかじめ設置が可能な施設を選定するとともに、必要に応じて避難施設の整備、改良及び応急処置に必要な資器材の備蓄に努める。

(3) 医療救護班の派遣体制の整備

村内の医師、看護師、保健師等からなる医療班を編成しておくとともに、災害の規模及び状況により、日本赤十字社、県その他医療機関の編成する救護班の応援出動を要請する。

(4) 医薬品・救護資器材の供給体制の確立

県及び医薬品卸売業者と連携し、具体的な医療資器材の確保、供給体制について事前に検討するよう努める。

(5) 血液供給体制の確立

県及び日本赤十字社長野県支部と連携し、具体的な血液の確保及び供給体制について事前に検討するよう努める。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 消防本部及び医療関係機関との連携体制の確保

同時多発する救急患者の後方医療機関への受入れについて、あらかじめ地域の医療関係団体との協定の締結等により、連携の強化に努め、広域的な搬送体制の確立に努める。

ア 消防本部と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

イ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用にも努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

(2) 救助・救急活動における交通確保

ア 村は警察、防災関係機関と、道路の損壊等により通行障害が発生した場合の傷病者の搬送対策について、あらかじめ検討するものとする。

イ 村は、小、中学校のグラウンド、村有空地等を災害時臨時ヘリポートとして事前に指定しておくとともに、円滑な緊急空輸を行う体制を整備する。

(3) 民間の支援体制の検討

ア 大量の負傷者に備え、地元関係団体等から搬送に必要な車両、操作要員の派遣を受ける体制の整備を検討するものとする。

3 救助・救急知識の普及

村は、災害発生時の救助・救急活動について、職員・村民も関係機関と協力して活動ができるよう、その知識の普及・啓発を図る。

(1) 村職員への教育

村は職員に対し、簡易救出器具等を使用した救助及び応急手当等の講習を行い、対応力の強化を図る。

(2) 村民に対する啓発活動の実施

村民に対し、応急手当などの救護に関する知識の普及・啓発活動を実施し、初期災害医療の充実及び村民の防災意識の高揚を図る。

ア 集落組織内で応急救護活動の中心となる人材を対象とするリーダー講習会を実施する。

イ 各地区、事業所、活動サークル等、赤十字奉仕団、グループ単位での一般講習会を実施する。

第8節 消防・水防活動計画

(実施担当:総務課・建設課)

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。また、水防活動についても、迅速かつ確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

1 消防計画

(1) 消防力の強化

ア 消防ポンプ自動車の更新

村内3分団に配備する積載車は、計画的に更新を行うが、地域の状況を鑑みながら積載車の統廃合も行う。

イ 消防用資機材の整備

消防用機械・資機材の整備を計画的に進める。

ウ 消防団員の待遇改善と活性化

少子高齢化等の理由により消防団員の確保が難しくなる中で、消防団員の士気高揚、青年層・女性層の団員への参加促進等に努めるとともに、活動負担の軽減及び待遇改善を図る。

エ 技術の確保

規律訓練を始め、操法訓練など団員の教育を実施する。また、岳北消防本部と合同訓練を計画的に実施する。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、耐震性貯水槽の整備、河川・農業用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行い、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 消防本部・消防団及び各集落等の連携強化

災害初期における、消火、救助活動等は、村民、事業所等による自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び各集落等の連携強化を図り、大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(5) 火災予防

ア 火災予防運動の実施

村民に火災予防思想と予防知識の浸透を図るため、関係機関の協力のもとに春秋2回火災予防運動を実施するほか、毎月10日を栄村消防の日に設定し火災予防の徹底等を図る。

イ 防火思想、知識の普及

「広報さかえ」をはじめとする広報紙、CATV告知放送、村ホームページ等により、村民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、防火思想、知識の普及啓発を図る。

ウ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導する

とともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

工 危険物保有施設への指導

化学実験室を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を保有する施設の管理者に対し、災害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないよう、講習会等を開催し、管理の徹底に努めるよう指導する。

オ 林野火災の予防

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図り、火災時における消火活動が迅速かつ適切に行えるよう体制を整備する。

(ア) 防火思想の普及

林業関係機関及び防災関係機関の協力を得ながら、林野所有者、入山者、地域住民に対し、林野火災予防の広報、森林愛護や防火思想の徹底を図る。

(イ) 林野所有者(管理者)に対する指導

焚き火、火入れ等における消防本部への届出、「森林法」及び条例等に基づいた適切な処理の推進について指導を行う。

(ウ) 春先など火災多発期における広報、巡視の強化

2 水防活動計画

水防活動が迅速にかつ的確に実施できるように、資機材等の整備の充実を図るものとする。点検は、毎年出水期前に行い、水防活動により備蓄数量が減少した場合には、速やかに補充整備を行うものとする。村は、次に掲げる事項のうち責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (1) 水消防団の活動体制の確立・整備
- (2) 水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか、緊急時に使用できる資材業者等の協力体制の整備
- (3) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (4) 平常時における河川、遊水地等の水防対処箇所の巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討
- (6) 居住者への立ち退きの指示体制の整備
- (7) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (9) 水防訓練の実施
- (10) 内水排除における排水ポンプ及び排水ポンプ自動車の手配・稼働等に係る連絡体制の整備
- (11) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (12) 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施するものとする。
- (13) 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成し、当該計画に基づく自衛防災組織の設置するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について村長に報告するものとする。

第9節 要配慮者の安全確保

(実施担当:民生課)

村民の高齢化や核家族化、国際社会化等により、災害発生時には、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国人など災害対応能力の弱い者(要配慮者)は確実に増加している。このため、村・社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を守るための防災対策の一層の充実を図る。また、近年要配慮者関連施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる。

1 在宅要配慮者の安全確保

(1) 地域ぐるみの支援協力体制

ア 支援・協力体制の確立

迅速な避難行動ができない要配慮者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合いの気持ちを持つことが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の要配慮者の救出基盤となるものである。村は、県及び社会福祉協議会、自主防災組織、老人クラブ、消防団等と連携し、在宅の要配慮者に対する声かけ運動や安否確認などの支援・協力体制を確立するよう努める。

イ 要配慮者の実態把握

(ア) 村は、要配慮者の所在地等の実態把握に努める。特に避難行動要支援者名簿の整備にあたっては、民生委員、区長等と十分連絡をとり、プライバシーに配慮する。

(イ) 実態把握した名簿は、本人や家族の同意を得て消防本部、警察等に示し、災害時の参考にする。

(2) 住宅の安全性向上

村は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

(3) 情報伝達・避難誘導

ア 近隣住民の役割

災害発生直後の要配慮者への情報伝達・避難誘導等は、近隣住民が果たすべきであると考えられるため、村及び県は、民生委員、集落組織等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

(4) 防災教育・訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(5) 人材の確保

村は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等の要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める。

(6) 協働による支援

村は、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、保健福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 要旨

村は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 避難支援等関係者となる者

「災害対策基本法」第 49 条の 11 に規定される名簿情報の提供を受けられることができる避難支援等関係者は下記に掲げる者とする。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

ア 岳北消防本部

イ 栄村消防団

ウ 長野県警察

エ 民生児童委員

オ 集落区長

カ 栄村社会福祉協議会

キ その他村長が認める者

(3) 名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。生活の基盤が自宅にある方で以下のア～キのいずれかに該当し、かつ、同居する世帯員が 75 歳以上のみの世帯の者とする。

ア 要介護認定3以上の者

イ 身体障がい者手帳 1・2 級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障がい者手帳 3～6 級の者（心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く）

ウ 療育手帳Aを所持する者

エ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者

オ 市町村の生活支援を受けている難病患者

カ 特定医療費（指定難病）受給者の内、避難行動要支援者として対象とする重症患者

キ その他村長が必要と認める者

(4) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

村は、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は、記録する。また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部署及び長野県で把握している情報を集約するよう努める。

・氏名

・生年月日

・性別

・住所又は居所

・電話番号その他の連絡先

・避難支援等を必要とする事由（障がい等の種別）

・前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(5) 名簿の更新

村は、住民の転入・転出、要介護認定、身体障がい者手帳等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するものとする。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が講ずる事項

村は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、以下にあげる措置を講ずる。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難行動要支援者に限り提供する。

イ 名簿を施錠可能な場所へ保管する等、厳重管理するよう指導する。

ウ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

エ 避難行動要支援者名簿を避難支援等のように供する目的外のために、提供を受けた名簿 情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外のものに提供しないよう指導する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、村は、避難支援等関係者とされたものが 避難支援等に法的な義務を負うものではなく、また、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても必ず支援が受けられるものではないということを周知する。

(8) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難支援等関係者に提供する名簿情報については、避難行動要支援者名簿を、原則として年 1 回、先に提供している名簿情報を差し替えて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(9) 避難行動要支援者名簿の提供

村は、避難支援等に携わる関係者として避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(10) 避難行動要支援者の移送計画

村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法について予め定めるよう努める。

3 社会福祉施設等における安全確保

村及び社会福祉施設、医療機関等の管理者は、次の事項に留意し、災害時における施設の安全確保に努める。

(1) 非常災害時の整備

村は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。

(2) 防災設備等の整備

村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度 の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品(最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度)の備蓄を行うよう指導する。

(3) 組織体制の整備

村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団

体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。また、村は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

4 観光客、外国籍村民、外国人旅行者等対策

(1) 観光客の安全対策の推進

ア 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

イ 観光関連事業者と連携して外国人旅行者にも対応した、対応マニュアル等を作成するよう努める。

(2) 外国籍村民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

村は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど、外国籍村民、外国人旅行者に配慮した情

報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

村は、外国籍村民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

村は、必要に応じて、外国籍村民等に対する防災知識の普及を図る。

第10節 緊急輸送計画

(実施担当:総務課・民生課・建設課)

非常災害時に救助・救急・医療活動、緊急物資等の緊急輸送活動を迅速に実施し、被害の発生及び拡大防止を図るため、平常時における輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。また、多重化や替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検するものとする。さらに、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

1 村緊急輸送路の指定

村は、災害時の緊急輸送の重要性を考慮し、事前に県道を含めた村独自の災害時緊急輸送路を指定する。指定する場合に配慮すべき事項を下記に示す。

- (1) 村域と近隣市町村を接続する幹線道路
- (2) 避難場所に接続し、応急対策活動上重要な道路
- (3) 防災拠点・病院等の主要公共施設を接続する道路

2 緊急輸送路の確保対策

村は、災害時に災害対策に必要な緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両等に対する交通規制措置及び緊急道路啓開、迂回ルート、代替・補完施設の確保等に関する以下の対策について、警察及び道路管理者と十分に協議、情報交換を行っておくものとする。

- (1) 道路情報の共有化
- (2) 交通規制の実施要領
- (3) 交通規制等に関する広報体制
- (4) 道路啓開の実施体制と資機材の確保

3 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点の確保

(1) 村は、以下の条件等に基づき拠点ヘリポート及び物資輸送拠点を指定する。幹線道路や新規施設が供用された場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

- ア ヘリポートは、できるだけ避難所(場所)と競合しない場所
- イ 救援物資等の集積・分類が可能な施設
- ウ 救援部隊等の活動拠点と近距離にある場所

(2) ヘリポート、物資輸送拠点は、場合によっては村外の施設の使用も考慮するとともに、その利用が図れるよう事前に近隣接市町村と使用の手続き等について十分に協議を行っておくものとする。

(3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点は、広報紙等で村民に周知し、車両の進入防止を図る。

4 輸送体制の整備計画

旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、村有車両の不足等が予測されるため、平常時から運輸業者等と発災時の協力体制について協議し、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

- (1) 鉄道・バスの公共交通機関

- ア 通常の運行が不可能になった場合の代替輸送体制について
 - イ 不通区間、運行状況等の広報体制について
 - ウ 鉄道による物資輸送体制について
- (2) 公益社団法人長野県トラック協会・民間運輸業者及び民間ヘリコプター運航会社
- ア 人員、物資輸送の要請方法について
 - イ 保有車両の状況等について
 - ウ 発災時の活動調整方法について
- (3) 村内燃料供給業者
- ア 緊急輸送用車両の燃料確保・補給について

5 緊急通行車両の事前届出の確認

(1) 緊急通行車両等の事前届出

村が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、災害発生時に県(知事)又は県警察(公安委員会)に緊急通行車両の確認について申出を行い、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

6 積雪への対応

(1) 除雪作業の考慮

ア 積雪期には、緊急輸送のための除雪作業が必要となるため、除雪のための人員や資機材をあらかじめ配備するよう努めるものとする。

第11節 障害物の処理計画

(実施担当:建設課)

災害直後の道路は法面の崩壊、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える必要がある。

1 技術者の確保

障害物除去の応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。

2 障害物除去体制

障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。また、大量の災害廃棄物の発生に備え、栄村災害廃棄物処理計画に基づき広域処理体制の確立に努めるものとする。

3 耐震性確保のための措置

各種施設などの所有者又は管理者は、これらの施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講ずる。

4 実施計画

(1) 村が主体となって行うこと

ア 発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、障害除去対策の整備を図る。

ウ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。

(2) 村が関係機関に要請すること

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

(3) 村民が自主的に実施すること

村民は、自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊を未然に防止する。

第12節 避難収容及び情報提供計画

(実施担当:総務課・民生課・建設課)

災害時の村民の安全確保を図るため、村は、学校、体育館等の村有施設を避難所として指定し、施設の整備及び応急仮設住宅等の避難収容対策について、必要な事項を定める。

また、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図るものとする。

1 避難計画の策定等

(1) 指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

ア 村は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

イ 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(2) 避難計画の作成

次の事項に留意して、避難計画を策定するとともに、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

ア 高齢者等避難・避難指示の具体的な発令を行う判断基準及び伝達方法

イ 高齢者等避難・避難指示を伝達する基準及び伝達方法(高齢者等避難開始、避難指示については第3章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照)

ウ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給食措置

(イ) 給水措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用品の支給

(オ) 負傷者に対する救急救護

(カ) 新型コロナウイルス感染症等感染症対策

キ 指定避難所の管理に関する事項

(ア) 避難受入れ中の秩序保持

(イ) 避難住民に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

(オ) 新型コロナウイルス感染症等感染症対策

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(ア) 平常時における広報

a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

b 村民に対する巡回指導

c 防災訓練等

(イ) 災害時における広報

- a 広報車による周知
- b 避難誘導員による現地広報
- c 住民組織を通じた広報

なお、村は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。また、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、留意するとともに、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生児童委員、集落組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する個別計画の策定、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(4) 村民に対する指導・啓発

村は、村民に対し、避難に関して次のように指導・啓発する。

ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

(ア) 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか

- ・指定緊急避難場所への立退き避難
- ・「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
- ・「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

(イ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)

(ウ) 家の中でどこが一番安全か

(エ) 救急医薬品や火気などの点検

(オ) 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか

(カ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか

(キ) 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか

(ク) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか

(ケ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担

イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

2 避難場所の確保

(1) 避難場所の確保

村は、災害の危険が切迫した場合には、村民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を指定しておく。

ア 村は、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の

程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、村民への周知徹底を図る。なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。

イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に火災が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。なお、指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

ウ 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議を行う。

エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

オ 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得て、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 避難所の確保

災害発生時に被災者の避難及び救護を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定する。

ア 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

イ 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

ウ 村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定避難所の相互提供等について協議を行う。

オ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

カ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

キ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

ク 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、備蓄薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。

ケ 避難行動要支援者を安全にかつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一

人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

コ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

サ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所又は指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

シ 「避難時マニュアル策定指針」(平成 24 年 3 月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

ス マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

セ 村が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信施設の整備等に努める。

ソ 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

タ 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

チ 村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

ツ 村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

3 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた村民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため村は県と連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制の整備に努める。

(1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

(5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

(6) 住宅確保のため、周辺市町村から利用可能な公営住宅等の情報提供を受けられる体制を整備する。

(7) 災害発生時には、村内及び近隣市町村の建設業者等から応急工事用資材を調達できるようにしておく。

4 学校等における避難計画

災害が発生した場合、小学校、中学校、保育園(以下「学校等」という。)においては、幼児及び児童生徒(以下「児童生徒等」という。)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育園長(以下「学校長等」という。)は、児童生徒

等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

(1) 防災計画の作成

ア 学校長等は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、村教育委員会(以下「村教委」という。)に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

(ア) 風水害対策に係る防災組織の編成

(イ) 風水害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法

(ウ) 村(村教委)、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法

(エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法

(オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法

(カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法

(キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法

(ク) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法

(ケ) 児童生徒等の救護方法

(コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法

(サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物(危険動物を含む。)の点検方法

(シ) 避難所の開設への協力(施設・設備の開放等)

(ス) 防災訓練の回数、時期、方法

(セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施

(ソ) 風水害時における応急教育に関する事項

(タ) その他、学校長等が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間(教室、昇降口、階段等)や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいか留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。

(イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。

(ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。

(エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

第13節 孤立防止対策

(実施担当:総務課・民生課)

村は、災害時の孤立地域を予測し、住民と村との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。

また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。

1 通信手段の確保

村は、孤立するおそれがある地域について無線施設等の整備を促進する。

2 災害に強い道路の整備

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実態である。そのため、主要路線優先の対策の推進や複線化を図ることが必要である。

(1) 村が主体となって行うこと

村道の災害予防対策を推進するものとする。村道以外の道路については、各道路管理者に災害予防対策の推進を要請する。

(2) 村民が自主的に実施すること

道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある村民を平素から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(1) 村が主体となって行うこと

ア 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。

イ 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき村民の実態を把握しておくものとする。

ウ 宿泊施設では、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

2) 村民が自主的に実施すること

各地域においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努めるものとする。

4 行政・消防団・各集落の連携強化

大規模災害時には、多くの現場で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況が見込まれ、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要となるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、平時から防災訓練等を通して、行政・消防団・各集落が連携して取り組む体制を整える。

5 避難所の確保

孤立が予想される地域毎に最低1箇所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

6 備蓄

備蓄計画については、「本章 第 14 節 食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた村民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実を鑑み、可能な限り生活を維持できるよう、各人が備蓄を行うことが重要である。

(1) 村が主体となって行うこと

指定避難所への食料品等の備蓄に努める。

(2) 村民が自主的に実施すること

ア 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮するものとする。

イ 観光・宿泊施設等においては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第14節 食料品等の備蓄・調達計画

(実施担当:総務課・民生課)

大規模な災害が発生した場合、被災直後の村民の生活を確保するうえで食料の備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

大規模な災害が発生した場合の初期の対応に十分な量を確保するほか、集中備蓄又は分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、関係業者からの調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。

- (1) 平成 25・26 年度に実施した長野県地震対策基礎調査の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料(現物備蓄)の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、地域防災計画等で定める。
- (2) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。
- (3) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (4) 県と村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的に可能にする。
- (5) 村民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする
- (6) 村内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。

2 食料品等の供給体制の整備

- (1) 備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。
- (2) 食料等の調達及び供給について、国、県、日赤奉仕団等及び地域住民の協力が得られる体制の整備を図る。
- (3) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮して整備するよう努める。
- (4) 救援食料の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (5) 炊き出し場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。

3 村民等に対する指導・啓発

村民や企業等に対して、食料の備蓄に関して次の事項について指導・啓発する。

- (1) 自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても、村備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分の食料(乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。
- (2) 高齢者用、乳児用、食物アレルギー等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。
- (3) 企業や事業所等においても、災害発生に備えて食料備蓄を行うよう努めるものとする。

第15節 給水計画

(実施担当:建設課)

災害時の給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平時に取り組む飲料水の備蓄、施設の耐震化、給水車・給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 災害時の給水量の検討

最小限必要な飲料水として1人1日3リットル、生活用水として1人1日 16リットルの合計 19リットルを7日分(混乱期3日、復旧期4日と想定した日数。)確保するものとする。

(2) 村の対策

飲料水を確保するため、配水池等の水道施設の耐震化並びに緊急連絡管及び緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備及びトイレ施設の整備を図る。

ア 管路等施設の更新と多様な水源の確保に努め、計画的に施設の耐震化等の整備促進を図る。

イ 村民への支援や県への協力、予備水源・電源の確保、飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

ウ 飲料水販売事業者等との協定の締結に努める。

(3) 各家庭での対策

ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。

イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。

ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。

エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

(1) 村の対策

ア 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。

イ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。

ウ 被災範囲、被災状況の想定に基づき、給水拠点箇所の検討を行う。

エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、給水袋の確保を行う。

3 積雪への対応

(1) 村の対策

積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

第16節 生活必需品の備蓄・調達計画

(実施担当:総務課)

災害発生時には、村民の生活物資の喪失、流通機能の低下等による生活必需品の著しい不足に備え、生活必需品の備蓄・調達体制の整備について必要な事項を定める。

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 村は、災害に備えて下記に示すような品目について生活必需品について村民自身による備蓄の促進を図る。

(2) 流通業者等に対して、災害時における生活必需品の調達に関して協力を要請する。

(災害時の主な生活必需品)

- ・寝具(タオルケット、毛布等)
- ・衣類(下着、靴下、作業衣等)
- ・炊事道具(なべ、包丁、卓上コンロ等)
- ・身の回り品(タオル、生理用品、紙おむつ等)
- ・食器等(はし、茶わん、ほ乳びん等)
- ・日用品(せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレトペーパー等)
- ・光熱材料(マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等)
- ・衛生用品(マスク、アルコール消毒液 等)

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うための、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を事前に整備する。

(2) 輸送されてくる生活必需品の集積場所をあらかじめ定め、必要に応じて施設の整備を行う。

(3) 流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

3 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第17節 危険物施設等災害予防計画

(実施担当:総務課)

災害により、危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

1 危険物施設災害予防計画

村は、岳北消防本部の指導・協力を得て、危険物を保有する施設において、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る。

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者(申請者)に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

(2) 自主防災組織の結成促進

ア 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

(3) 化学的な消火、防災資機(器)材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資(器)材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(5) 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

2 その他危険物施設等災害予防計画

火薬類、高圧ガス施設、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の災害予防については、施設等の実態を把握するとともに、関係機関と協力して、施設の管理者、村民等に対して指導徹底する。

第18節 ライフライン災害予防計画

(実施担当:建設課・商工観光課)

1 上水道災害予防計画(建設課)

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図ることとする。

(1) 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

水道事業については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となり、十分な施設整備が難しい状態である。緊急時の水道施設の確保については、ライフラインの確保の観点から重要であり、緊急時連絡管等の整備が必要である。また、水道事業者相互の応援体制については、「長野県市町村災害時相互応援協定」及び「長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱」により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、さらに、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することも可能である。

そのため、村は必要に応じて次の事業を推進することとする。

ア 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。

イ 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。

ウ 他水道業者相互の緊急連絡網の整備促進を図るものとする。

エ 復旧資材の備蓄を行うものとする。

オ 水道管路図等の整備を行うものとする。

2 下水処理施設・設備災害予防計画(建設課)

農業集落排水処理施設及び個別浄化槽設備は、水道、電気、ガス等と並び、村民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことができない重要な施設である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後、建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策を講ずる。また、被害の予防を図るとともに、災害時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

(1) 施設・設備の安全性の確保

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。

そのため、村は必要に応じて次の事業を推進することとする。

ア 重要な管渠及び処理施設場のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

(2) 緊急連絡体制の整備、被災時の復旧体制の確立

ア 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等について体制の整備を図る。

イ 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、他の地方公共団体との間で広域応援協定の締結及び民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。なお、被害が甚大である場合は、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。

(3) 緊急用、復旧資材の計画的な確保

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水処理施設・設備の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用資機材の計画的な整備に努める。

(4) 下水処理施設・設備等台帳の整備・拡充

公共下水道については、諸施設を適切に管理するため、「下水道法」においてその調整、保管が義務づけられているが、農業集落排水処理施設等が災害により被災した場合も、その被害状況を的確に把握する必要があるため、施設・設備台帳の整備を図る。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように整備する。

(5) 管渠及び処理場施設の系統の多重化

村は必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化等による代替性の確保に努める。

3 電気施設災害予防計画(電力事業者)

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、「災害に強い電気供給システムの整備促進」「災害時を想定した早期復旧体制の整備」を重点に、予防対策を推進する。

(1) 施設・設備の安全性の確保

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保することが求められる。

ア 東京電力パワーグリッド株式会社・中部電力パワーグリッド株式会社に協力を要請すること

水力発電設備、変電設備、送電設備(架空送電線、地中送電線)、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行うとともに、平常時から電力の相互融通体制を確立し、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておくこと。

(2) 職員の配置計画

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立することが求められる。

ア 東京電力パワーグリッド株式会社・中部電力パワーグリッド株式会社に協力を要請すること

非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立すること。

(3) 関係機関との連携

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくことが求められる。また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、村民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

4 通信・放送施設災害予防計画(通信・放送事業者等)

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。

(1) 村防災行政無線施設及びCATV施設の整備充実

住民への情報伝達手段として相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図るものとする。また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

①保守点検及び整備

災害時における正確な情報収集と村民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。

ア 定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。

イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。

②設備の更新及び機能の向上

ア 老朽設備の更新を計画的に行い、村防災行政無線の機能の向上を図る。

イ 中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。

③無線従事者の確保

無線技士養成講習会等に積極的に参加し、無線従事者の資格を持った通信取扱者を確保する。

(2)県防災行政無線の活用

県防災行政無線には次のような特長があり、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。

①回線統制

非常災害時には県庁(統制局)で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。

②一斉通報(音声又はFAX)

統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象予警報等の迅速な伝達が可能である。(3)

電気通信施設災害予防

村は、災害時における電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、村民等に対して迅速な情報提供ができるよう東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI、(株)、ソフトバンク(株)等との連携を図る。東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)は、通信設備の被災対策、村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

5 鉄道施設災害予防計画(鉄道事業者等)

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。村は、東日本旅客鉄道(株)が実施するこれらの対策に協力する

(1)現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2)村が実施する計画

東日本旅客鉄道(株)との間において、情報収集体制を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

(3)東日本旅客鉄道(株)が実施する計画

①施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境

条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。

②防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

③関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第19節 公共土木施設等災害予防計画

(実施担当:建設課)

1 土砂災害等の災害予防計画

村において、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性がある場所があり、風水害に起因する土砂崩落、地すべ

り等による被災が懸念される。これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て、危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。また、近年、要配慮者関連施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

さらに、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制して行く必要がある。

(1) 地すべり対策

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を村民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置を講ずる。また、地すべり危険箇所を村民に周知する。

ウ 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する

エ おおむね対策工事が完了した地区についても、県からの委託等により巡視及び軽微な修繕を行う。また、村は地方整備局に対し、点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるよう要請する。村民においては、地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を自主的に深めるものとする。

(2) 土石流対策

近年土石流の発生による大きな被害が出ているが、本村においても一見安定した河床、林相を呈している地域でも、異常豪雨によって土石流が発生し、人家、集落が被害の受ける危険性のある箇所が数多く散在している。村は、村民に対して土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立を図るとともに、土石流発生危険渓流の表示、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して、適切な措置がとれるよう警戒体制の整備・確立を図る。

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を村民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置を講ずる。

ウ 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難開始、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(3) 急傾斜地崩壊対策

がけ崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平素から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。このため、急傾斜地崩壊危険区域については次の事項を実施する。

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象予報、警報発表時の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を村民に周知させるため、これらの事項を記載し

た印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置を講ずる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を村民に周知する。

ウ 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

エ 避難のための立退きの万全を図るため、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ村民に周知する。

オ 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するとともに計画的に農業用排水路を補修・改修する。

(4) 土砂災害警戒区域の対策

村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

①土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制

イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

②土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

ア 村は、集落組織等と連携し、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

(ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

(オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

(カ) 救助に関する事項

(キ) その他警戒避難に関する事項

イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

③住民は以下の事項について努めるものとする。

ア 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく村や警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害 関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

イ 住民は、土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、村に助言を求めるものとする。

④村民への周知

村は、村民に対して、土砂災害警戒区域に関する情報を周知する。村民に周知すべき情報はおおむね次のとおりである。

ア 土砂災害警戒区域の位置

イ 災害実績

ウ 高齢者等避難、避難指示の基準

2 道路及び橋梁災害予防計画

(1) 道路及び橋梁の災害に対する整備

ア 村道等の整備

村の道路整備計画に基づき実施する道路・農道及び橋梁の新設、架替、改良等の対策の中で、風水害に対する安全性に配慮した整備を行う。

イ 施設の点検整備

各施設の風水害に対する安全性の点検を実施し、緊急度の高いものから順次整備するとともに、県等関係機関へ整備について要望していく。

ウ 協力体制の整備

道路及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、村単独では対応が遅れるおそれがあるため、県、警察署、建設業協会等との事前の協力体制の整備に努める。また、災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

エ 危険防止のための事前規制

気象・水象情報の分析により、村管理の道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、飯山警察署等関係機関と連携し、危険防止のため事前の通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する。

(2) 避難路・緊急道路の整備

ア 既存道路の対策

既存の道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、道路改良、道路法面保護、橋梁取付部強化による落橋防止等の事業を推進する。特に、山間部の幹線道路については、法面の崩壊対策、地すべりの対策等を十分に行い、災害による地区の孤立を防ぐ。

イ 通報制度

主要路線沿いの危険箇所については、付近住民による通報制度の導入を検討する。

3 河川施設等災害予防計画

(1) 河川施設災害予防

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害と堤防の強度等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や村民への注意を促すための対策を講じている。災害に強い村土づくりを目指し、未

改修河川の整備が必要である。これらの河川の改修は、その管理機関により年々計画的に実施されてはいるが、未整備の箇所が各所にあり、局地的集中豪雨による水害が予想されるので、管理機関及び水防関係機関と協力して危険箇所の点検を行うとともに、河川改修の促進を図る。また、本村における水害で最も大きなものは、千曲川の氾濫である。現在、堤防改修計画が進捗してきている状況であるため、国県の協力を得るなかで、既存堤防の改修を推進する。

(2) ダム施設災害予防

ダム管理者は、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

(3) ため池の災害予防

ア ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について現状の把握を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。

イ 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。

ウ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

エ ため池ハザードマップを作成し、村民への周知を図る。

(4) 危険区域(箇所)の警戒巡視

村内の千曲川及び中小河川については、その管理区分に従い、国、県及び村において管理されているが、日常的な点検は、地域住民の協力を得て実施する。千曲川に設置されている水門については、村と消防団が連携して対応を行う。

(5) 浸水想定区域内の災害予防

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。村は浸水想定区域内に要配慮者関連施設がある場合には、防災体制の確立を図る必要がある。

ア 村が主体となっていくこと

(ア) 浸水想定区域内の要配慮者関連施設等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法(FAX、メール、電話等)を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

(イ) 要配慮者関連施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ 村が浸水想定区域内の要配慮者関連施設に要請すること

(ア) 浸水想定区域内の要配慮者関連施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

第20節 建築物災害予防計画

(実施担当:総務課)

災害による建築物の被害を最小限に抑え、村民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性向上を図る。

1 建築物の風害対策

- (1) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (2) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (3) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (4) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (5) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

2 建築物の水害対策

- (1) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。
- (2) 建築物の所有者に対し、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じて、盛土等の必要な措置を促す。
- (3) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

3 文化財の風水害予防

村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置を促進する。

第21節 農林産物・農林施設災害予防計画

(実施担当:農政課)

災害による農林産物関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設の損壊、農産物集出荷貯蔵施設及び農産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。村は、これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

1 農産物災害予防計画

(1)風水害による農作物被害の軽減を図るため、農業農村支援センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術対策は次のとおりである。

①水稲

ア 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏防止を図る。

イ 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

②野菜及び花き

ア 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により災害の未然防止に努める。

イ ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

ウ 風速 30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

エ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

(2)村が関係機関に要請すること

ア 村と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

イ 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全制を確保する。

ウ 新たな施設の設置の際は、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

(3)村民が自主的に実施すること

ア 農作物等災害対策指針等に基づき災害予防対策を実施するものとする。

イ 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

ウ 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

エ 収入保険、共済制度への加入促進

2 林産物災害予防計画

(1) 災害による立木の倒壊防止のため、森林整備計画に基づき、適地適木の原則を踏まえ健全な森林づくりを推進する。

(2) 壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する。

(3) 県と連携し、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

(4) 技術対策として、林産物を各種災害から防護するため、村は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導、予防技術対策を樹立し、関係機関、農家等に指導の徹底を図る。

(5) その他気象災害対策として、風害・風水害・干害・ひょう害・寒害等についても予知に努め、規模、程度に応じた対策の早期徹底に努める。

第22節 二次災害の予防計画

(実施担当:総務課・建設課)

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、二次災害が発生する場合もある。また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、日頃からの対策及び活動が必要である。

1 構造物に係る二次災害予防対策

- (1) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。
- (2) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。
- (3) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良及び危険を周知するための標識の設置を推進する。
- (4) 地震時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から村民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。
- (5) 地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、災害危険箇所の危険度を応急的に判定する基準等の整備及び技術者の養成、並びに事前登録等、活用のための施策等を推進することが必要である。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

①危険物関係

岳北消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。

- (1) 危険物事業所の管理責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

②液化石油ガス関係

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流出防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。

ア 村がLPGガス協会に要請すること

災害発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備する。

イ 村が液化石油ガス販売事業者等に要請すること

(ア) 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。

(イ) 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておく。

③毒物劇物関係

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤の備蓄体制の充実が必要である。

ア 村が毒物劇物営業者及び業務上取扱者に要請すること

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 倒木の流出対策(風水害)

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合があるため、次に掲げる事項を事前に把握し、村民への周知、警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 橋梁の高さ、河川の幅、水の流れ方、河川の勾配、河川の段差等を地域ごとに調査し、事前に把握する。
- (2) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるような体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

5 河川施設の二次災害予防対策(地震)

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、洪水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、河川整備をさらに進めていく必要がある。また、ダム施設については、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

(1) 村が主体となっていくこと

ア 河川管理施設の耐震性を向上させるものとする。

イ 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておくものとする。

(2) 村がダム管理者に要請すること

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

第23節 防災知識普及計画

(実施担当:総務課・民生課・教育委員会事務局)

村は、防災関係機関及び村民との協力体制の確立など総合的な災害対策を推進するため、職員、村民、事業所等に対する各種防災教育を行い、災害対応力向上を図るものとする。また、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

1 村職員に対する防災知識の普及

村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- (1) 自然災害に関する一般的な基礎知識
- (2) 村地域防災計画の内容と課題
- (3) 村の実施すべき災害時の応急対策等
- (4) 応急手当の知識・技術
- (5) 職員が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担)
- (6) 状況判断力、リーダーシップの養成
- (7) 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (8) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (9) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

2 村民に対する防災知識の普及・啓発

村民が日頃から「自分たちの地域は自分たちで守る」意識を持ち防災活動を行えるよう、村は関係機関とも協力し、村民に対して災害に関する防災知識を普及させるよう努める。

- (1) 普及・啓発の内容
 - ア 災害に関する基礎知識
 - イ 災害発生時の行動
 - ウ 避難所の周知、避難時の知識
 - エ 日常の対策
 - オ 積雪期の対策
 - カ 自動車運転時の行動
 - キ 救助・救出活動の知識
 - ク 初期消火の知識
 - ケ 平素住民が実施しうる3日分の食料飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、出火防止等の対策の内容
 - コ 円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動の促進
 - サ 警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発
 - シ 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - ス 停電時の心構え
 - セ 要配慮者への配慮

(2) 普及・啓発の方法

村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、村民に対し次のような啓発活動を行うものとする。また、地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させる。

- ア パンフレット、防災マップ等の作成・配布
- イ テレビ、ラジオ、新聞等の活用
- ウ 起震車など体験型装置の活用
- エ インターネットを活用した防災知識の普及
- オ 広報車等による巡回広報による普及
- カ 講習会等の開催

(3) 社会教育における防災知識の普及

各種研修会、会合など社会教育の機会を利用して防災知識の普及・啓発に努める。

3 学校における防災教育

保育所、小学校、中学校(以下この節において「学校」という。)においては、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒に対する防災教育の充実を図り、災害発生時の対応などの理解を深めることが必要である。防災教育を充実させるため、特に次の事項に留意する。

- (1) 児童・生徒の発達段階に応じた防災教育のカリキュラム化・体系化に努め、各校の教育計画、年間指導計画等に明確に位置づける。
- (2) 家庭や地域の関係機関と連携した防災教育及び防災訓練のあり方を実践研究する。
- (3) 児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。
- (4) 各地域の自然環境や過去の災害の特性、防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。
- (5) 教職員(村職員を含む。)用に地震発生時の対応要領等の指導資料を作成し、教職員研修の充実を図る。
- (6) 防災訓練においては、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図り、消防職員等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の訓練などに生かす。

4 防災上重要な施設における防災教育

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練及び教育を実施する。

5 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保管し、未来へ伝達するため、広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、村民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

6 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者の安全確保を図るためには、要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時には地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。このため、村

は、要配慮者、介護者、外国人向けのパンフレット、チラシ等の発行により防災知識の普及に努めるものとする。

また、地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報紙等により普及活動を行うものとする。

7 応急手当方法の指導・普及

災害発生時には、同時に多数の負傷者が発生し、それらの負傷者の第一次救護者は近くの住民となる。災害時において「一人でも多くの命を救う」ことを最優先することから、村、医師会は、互いに協力し、村民に対する応急手当の方法の指導を積極的に推進するよう努める。

(1) 指導推進の対象

ア 村職員に対する指導

イ 地域住民(集落組織等)に対する指導

ウ 中学生、教師に対する指導

エ 防災関係機関職員に対する指導

(2) 指導推進の役割分担

ア 村が行うべきこと

(ア) 普通救命講習会の推進(岳北消防本部)

(イ) イベント等の企画、開催

イ 医師会が協力すること

(ア) 講習会等への援助、協力

ウ 日本赤十字社が実施すること

(ア) 救急法講習会の推進

8 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

村は、社会福祉協議会と連携して、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて地震防災等に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援への意識を高める。

第24節 防災訓練計画

(実施担当:全機関)

村及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び村民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を積極的かつ継続的に実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。

1 防災訓練の種別

(1) 総合防災訓練

総合防災訓練は、村が主催し、防災関係機関、村民その他関係団体の協力を求め、次により毎年1回実施する。

ア 災害のおそれのある地域又は訓練効果のある地域を選んで実施する。

イ 村の防災機関、警察機関、関係集落等が一体となって、(2)の①～⑧の訓練を中心として、あらかじめ作成された災害想定により、予想される事態に即応した応急対策訓練を総合的に実施する。

(2) その他の訓練

①水害対策訓練

水害対策訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。

(ア) 岳北消防本部や北信建設事務所等の協力を得て、土石流災害の基礎知識や気象天気図の知識等水防知識の習得を図るとともに、重要水防区域や水防上重要な施設について周知徹底を図る。

(イ) 消防団による排水訓練等を行う。

②消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。

(ア) 夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災を防ぐ訓練

(イ) 消防団幹部による図上想定訓練

(ウ) 岳北消防本部と消防団との合同訓練

(エ) 村民による初期消火訓練

③災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。

(ア) 医療救護・人命救助訓練

(イ) 炊き出し訓練

(ウ) 給水訓練

④通信訓練

災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。

(ア) 非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練

(イ) 村防災行政無線の通信訓練

(ウ) 「長野県地域防災計画」に基づいた県防災行政無線の操作訓練

⑤避難訓練

災害時における避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て実施する。

⑥非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の迅速かつ円滑な活動体制の確立を図るため、村災害対策本部の組織編成に基づく本部の運営訓練を行う。

⑦情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、次の訓練を行う。

- (ア) あらかじめ想定した被害に応じた各部・班の情報収集訓練
- (イ) 村民等への情報伝達、避難誘導訓練
- (ウ) アマチュア無線局との情報伝達訓練

⑧広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時に広域応援協定の内容が的確に実行され、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施について検討する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 実践的な訓練の実施

防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境(夜間に行うなど。)について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫するよう努めるものとする。

また、要配慮者避難個別支援計画(策定予定)による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

ア 訓練の実施機関は、多様なケースを想定し参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的な訓練となるよう工夫する。

イ 村の災害予防責任者は、警察機関と共同して、特に必要があると認めるときは、「災害対策基本法」第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限して、防災訓練の効果的な実施を図る。

(2) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、次回以降の訓練の参考にするため、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第25節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(実施担当:総務課)

村民は、「自分の身は自分で守る」意識と「自分達の地域は自分達で守る」意識に立ち、日頃から防災知識を身に付け、災害発生時には適切な行動をとり、身の安全を確保するとともに、地域における防災活動を積極的に行い、被害の軽減に努めるものとする。また、村は、各集落内の居住者及び事業者の、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各集落の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を村地域防災計画に定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

1 日常の役割

村民は、日頃からあらゆる機会を通じて防災知識を身に付けるとともに、身の安全を確保する対策を行うよう努める。

(1) 住宅の安全対策

- ア 耐震点検及び必要な補強
- イ ブロック塀等の倒壊防止対策
- ウ 家具などの固定
- エ 初期消火用具の準備
- オ 火災予防措置の実施

(2) 避難対策

- ア 避難所の確認
- イ 安全な避難経路の確認
- ウ 家族の集合場所の確認
- エ 食料品の備蓄
- オ 非常持ち出し品の準備
- カ 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄
(食料については最低7日分(うち3日分は非常持ち出し))
(飲料水については1人1日3リットルを基準として3日分)

(3) 防災教育・訓練への参加

- ア 応急手当での方法の習得及び防災講習会への参加
- イ 自主防災活動への参加
- ウ 村及び地域で行う防災訓練への参加
- エ 地震防災に関する知識の吸収
- オ 地域の危険度の理解
- カ 家庭における防災の話し合い
- キ 警戒宣言発令時及び地震発生時における、避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- ク 緊急地震速報の受信時にとるべき対応行動の確認

(4) 注意情報発表時に実施が必要となる事項

- ア 正確な情報の把握
- イ 適切な避難(注意情報発表時に避難の実施を必要とする要配慮者に限る。)

(5) 警戒宣言発令時に実施が必要となる事項

- ア 正確な情報の把握
- イ 火災予防措置
- ウ 非常持出品の準備
- エ 適切な避難及び避難生活
- オ 自動車の運転の自粛

2 地震が発生したときの心構え

地震が発生したときは、落ち着いて行動し、日頃身に付けた知識や技術を活かして身の安全を確保するとともに、家族や地域住民の安全を図るための活動を行うよう努める。

(1) 地震発生時の行動

- ア 身の安全を確保する
- イ 火を消す
- ウ 電気のブレーカーを落とす

(2) 地震発生直後の行動

- ア 家族の安全の確認
- イ 火が出た場合は初期消火
- ウ 隣近所への声かけと安全の確認
- エ 地域住民が力を合わせた救出活動の実施、けが人の応急手当てや救護所への搬送

(3) 避難行動

- ア 家族、隣近所の人たちとまとまった避難
- イ 徒歩での避難
- ウ けが人や高齢者などと一緒に避難
- エ より広い道路を選んでの避難

(4) 避難所での行動

- ア 乳幼児や高齢者などの要配慮者に思いやりのある避難所秩序の確立
- イ 避難所運営への積極的な参加、協力
- ウ 自力による生活手段の確保

3 地区防災計画

(1) 村は、村地域防災計画に地区防災計画を位置付けられるよう各地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業所から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

(2) 各集落の村民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して当該集落の防災活動を行う。

第26節 災害復旧・復興への備え

(実施担当:各課)

災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。また、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (2) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (3) 発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (4) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

- (1) あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (2) 村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずるものとする。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。このため、県及び関係団体等から円滑な供給を受けるための体制を整備しておく。

- (1) 各ライフラインの被害情報の共有化
- (2) 道路規制や被害状況等復旧関連情報の共有化
- (3) 復旧エリアの調整・優先順位の調整

4 復興マニュアルの整備

激甚災害時の復興を円滑にすすめるため、災害の種別及び被害程度別に復興の過程を段階別に区分し、それぞれの行動指針、計画指針を整理した「復興マニュアル」の整備に努めるものとする。

5 罹災証明書の発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

6 基金の積立

災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費として、財政調整基金の維持、運用を図る。

第27節 自主防災組織等の育成に関する計画

(実施担当:総務課)

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、村民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後、各集落組織が自主防災組織としての機能を強化できるよう積極的に推進する必要がある。

1 各集落組織等における自主防災組織機能の強化

(1)自主防災組織の育成

各集落組織が「自主防災会」としての機能を持ち、出火防止、初期消火、避難、救助等効率的な災害応急活動を確保するとともに、行政機関及び消防機関との連携を図り、災害による被害の拡大を防止する。

(2)活動環境の整備

村は、各集落への防災資機材の計画的な整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設を活用し、防災活動の拠点としての整備を進めるものとする。

(3)各防災組織相互の連携

ア 各集落組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進するものとする。

イ 集落組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

ウ 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。

(4)自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については各地域の実態を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。

ア 平常時の活動

(ア) 情報の収集伝達体制の整備

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

(ウ) 火気使用設備器具の点検

(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(オ) 地域内の状況把握

(カ) 避難場所・避難体制の確認

(キ) 危険箇所の点検・把握

(ク) 避難計画及び台帳の作成

(ケ) 地区防災計画の作成

②災害時の活動

(ア) 出火防止・初期消火の実施

(イ) 地域内の被害状況等の情報収集

(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力

(エ) 村民に対する避難勧告・指示の伝達

(オ) 避難誘導

- (カ) 給食・給水及び救援物資等の配分
- (キ) 地域の警戒

2 事業所等の自衛消防組織

「消防法」第8条の規定により「消防計画」を作成する事業所はもちろん、地域の安全と密接な関連がある事業所については、従業員、利用者の安全を確保しながら、地域の災害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員としての防災活動に参加するよう努めるものとする。そのために自主的に防災組織を編成し、事業所内における安全確保はもちろん、周辺地域の自主的組織とも密接な連携をとり、事業所や地域の安全に積極的に寄与するように努めるとともに、村が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。また、具 体的な活動は、概ね次のとおりである。

(1) 自衛消防組織の活動内容

ア 平常時の活動

- (ア) 防災訓練
 - (イ) 従業員の防災教育
 - (ウ) 消防用設備等の維持管理
 - (エ) 施設及び設備の耐震性の確保
 - (オ) 情報の収集、伝達体制の確立
 - (カ) 火災その他災害予防対策
 - (キ) 避難対策の確立 時に必要な物資の確保
 - (ク) 救出、応急救護等の対策
 - (ケ) 飲料水、食料、生活必需品等の災害時に必要な物資の確保
 - (コ) 予想被害からの復旧計画策定
 - (サ) 各計画の点検・見直し
- ②平常時の活動
 - (ア) 出火防止・初期消火
 - (イ) 避難誘導
 - (ウ) 負傷者の救出・救護
 - (エ) 地域の応急対策活動への協力
 - (オ) 情報の収集、伝達体制の確立
 - (カ) 飲料水、食料、生活必需品等の災害

(2) 実施計画

ア 村が主体となって行うこと

- (ア) 企業のトップから一般社員に至るまでの防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- (イ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

イ 村が企業に要請すること

- (ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との

共生。)を十分に認識し、各企業において災害時に重要 業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。

(イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所 の耐震化、被害想定からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・動力等重 要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事 業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

(ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。

(エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

第28節 ボランティア活動の環境整備

(実施担当:民生課)

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア・NPO・NGO 及び企業等(以下、「ボランティア関係団体」という。)の自発的支援を適切に受け入れられるよう、日常の環境整備についての計画を定める。また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、必要となる資機材の整備や施設の確保に努める。

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍村民への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められているところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

- (1) 村社会福祉協議会は、ボランティアの事前登録の推進及びその活用について、県社会福祉協議会との連携を図る。
- (2) 村は、村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録について、村民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

2 防災ボランティア活動の環境整備

平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。

3 ボランティア団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、村及び村社会福祉協議会は、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていく。

- (1) ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため、連絡協議会の設置を推進する。
- (2) 災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成が必要となってくる。このため、村社会福祉協議会は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社等とともに、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で 高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

5 ボランティア活動への参加促進

村は、社会福祉協議会等と協力して、広く村民のボランティア活動に対する意識を喚起し、ボランティア活動への関心の高揚を図るとともに、村民のボランティア活動への理解と参加のきっかけづくりに努める。

第29節 災害対策に関する調査研究

(実施担当:総務課)

防災を取り巻く環境は常に変化しており、社会の高度化・複雑化・多様化に伴い、航空機事故や原子力災害といった大規模な事故災害など、新たな課題が生まれている。また、地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が必要となる。このような事情を踏まえ、村は今後の災害対策の充実強化を図るため、他地域の事例を中心に各種資料の収集に努めるとともに、村民と事業所など地域ぐるみで進める災害対策のあり方や自治体間の広域応援体制等について調査・研究に努めるものとする。また、調査研究について国、県等の関係機関に対し協力し、結果について指導を受ける必要がある。

1 防災アセスメント

地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を活かすよう努める。また、その被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

2 データの集積

- (1) 国、県等が行う観測施設の設置、調査研究等に積極的に協力し、村域のデータの累積に努める。
- (2) テレメーターによる雨量等の観測結果をもとに、データの分析、活用方法等について研究する。
- (3) 観測施設から送られてくるデータの整理分析を行う。
- (4) 過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被災状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。

3 広域防災体制の研究

広域相互応援協定の実効性を高めるため、その締結先等と活動体制、情報連絡体制、必要な施設・資機材等の整備に関して法制度を含め問題点を整理し、必要に応じて県・国へ解決に向けての提言を行うものとする。

第30節 災害対策基金等積立運用計画

(実施担当:総務課)

1 基本方針

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

3 計画の内容

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。